

1 海田町ブロック塀等安全確保事業

補助制度を新設しました！

平成30年6月の大阪北部地震では倒壊したブロック塀に通学中の児童が巻き込まれる事故が発生しました。海田町では、ブロック塀などの地震に対する安全性を確保し、通行者への被害防止を図るため、民有ブロック塀などの除却に要する費用の一部を補助します。

次のすべてを満たすブロック塀などが補助対象です

- ・通学路または避難路である公道に面しているもの
- ・地震に対する安全性が不足していると認められるもの
- ・除却または除却と同時に軽量フェンスなどを新設するもの

●申し込み

5月8日(月)～12月15日(金)の期間(先着順)に建設

問建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

課で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ提出してください。

※予算に限りがあります。申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

●注意事項

- ・除却工事などは海田町から補助金の交付決定を受けた後に実施してください。
 - ・令和6年2月29日(木)までに完了し、海田町に実績報告書を提出してください。
- くわしくは海田町ホームページを確認してください。

●補助限度額

工事種別	補助率	補助金上限額
除却工事	3分の2	15万円
除却および新設工事	3分の2	30万円(除却15万円+新設15万円)

2 海田町木造住宅耐震化促進支援事業

補助制度が新しくなって
空家も対象になりました！

海田町では、木造建物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりをめざすため、住民の皆さんが行う耐震診断、耐震改修等工事および耐震シェルター設置工事にかかる費用の一部を補助します。

次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・町内にある木造在来軸組構法または伝統的構法の住宅で、耐震性が不足しているもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築に着手した住宅で、地階を除く階数が2以下であるもの
- ・一戸建て住宅または店舗併用住宅で、売却を目的としないもの

●申し込み

5月8日(月)～12月15日(金)の期間(先着順)に建設課で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ提出してください。

※予算に限りがあります。申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

●注意事項

- ・耐震診断または耐震改修工事などは海田町から補

問建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

助金の交付決定を受けた後に実施してください。

- ・令和6年2月29日(木)までに完了し、海田町に実績報告書を提出してください。
- くわしくは海田町ホームページを確認してください。

●補助限度額

工事種別	区域要件	補助率	補助金上限額
耐震診断	なし	50%	6万円
耐震改修工事	居住誘導区域内*	80%	100万円
	居住誘導区域外	80%	60万円
現地建替え工事	居住誘導区域内*	80%	100万円
非現地建替え工事	移転後が居住誘導区域内*	23%	83.8万円
除却(解体)工事	町内耐震性ありに住替え	23%	83.8万円
耐震シェルターの設置	なし	23%	20万円

※海田町立地適正化計画において定められた利便性や安全性などが確保される区域。

3 障がいのある皆さんへのサービス

問社会福祉課(役場1階) ☎823-9207 FAX.823-9627 Eメール.hukushi@town.kaita.lg.jp

サービス	身体障害者手帳・難病患者など	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費助成制度	重度の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳①、A、②)の保険診療の自己負担について助成。		精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)の保険診療(通院のみ)について助成。
	[自立支援(更生・育成)医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 (人工透析療法など)		[自立支援(精神通院)医療] 在宅の精神障がい者の精神通院医療費を助成。
特別児童扶養手当	重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額53,700円　・2級月額35,760円(令和5年4月現在)		
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳以上の人に支給。 ・月額27,980円(令和5年4月現在)		
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳未満の人に支給。 ・月額15,220円(令和5年4月現在)		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がいがある人の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者扶養共済	障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。		
障害福祉サービス	障がい者の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。 (居宅介護、短期入所、施設入所、就労移行支援、就労継続支援など)		
障害児通所支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 (児童発達支援、放課後等デイサービスなど)		
地域生活支援事業	地域特性に応じて、障がい者の社会生活を援助するための支援。 (移動支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴サービスなど)		
補装具費の支給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 (補聴器、車椅子、義肢など)		
日常生活用具の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 (入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障がい者用通信装置など)		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がい者に通所交通費の一部を助成。(1日280円を上限)		
手話通訳者派遣	聴覚障がい者に手話通訳者を派遣。依頼は(一社)広島県ろうあ連盟へ。(FAX.252-0309またはEメール.hrren@do3.enjoy.ne.jp)		
要約筆記者派遣	聴覚障がい者などに要約筆記者を派遣。		
重度障害者福祉タクシー助成	対象となる重度障がい者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。 年間24枚(腎臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚)を限度にタクシー乗車券を交付。		
相談事業	障がい者やその家族などの相談を受け付けています。		
	社会福祉課 保健センター 海田町社会福祉協議会 社会福祉法人 柏学園	☎823-9207【身体・知的・精神障がい者・障がい児】 ☎823-4418【精神障がい者・難病等患者】 ☎820-0294【障がい者・障がい児】 ☎282-6500【障がい児】	
	障がい者相談員	【身体】海老原 由訓 ☎090-4699-7089　建道 哲郎 ☎823-2322 【知的】時松 愛 ☎090-8993-9024	
その他	思いやり駐車場利用証交付、サポートファイルの配布、難聴児補聴器購入・修理助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、高齢者等ごみ出し支援事業、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金、生活福祉資金の貸付、海田市駅駐輪場の登録利用料の減免、運賃割引、税制上の優遇など。		

こころの相談について、くわしくは22ページを確認してください。

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。くわしくは担当課に問い合わせてください。